

すさみ町社会福祉協議会指定通所介護・指定相当通所型サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 すさみ町社会福祉協議会が開設する指定通所介護・指定相当通所型サービス（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態（以下「要介護者等」という。）にある者に対し、適正な指定通所介護事業等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護及び指定相当通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、すさみ町、すさみ町地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会
- 二 所在地 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4133

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- 二 従業者

生活相談員	4名以上
介護職員	15名以上
看護職員	3名以上

従業者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- 三 機能訓練指導員 3名以上

内看護職員	3名以上
-------	------

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- サービス提供時間 午前 9時00分～午後16時45分

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、通所介護事業も含めて、1日35人とする。

(事業所の内容)

第7条 事業所の内容は、次のとおりとする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴サービス
- 三 送迎サービス
- 四 健康チェック
- 五 アクティビティの実施
- 六 運動器機能能力向上・個別機能訓練
- 七 口腔機能向上
- 八 若年性認知症ケア

(事業所の利用料等及び支払いの方法)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定相当通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道3キロメートル未満は無料とする。
- 二 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道3キロメートル以上の場合、1キロメートルごとに200円を加算する

3 食費 1食 500円
4 オムツ代 1枚 100円

5 第1項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、すさみ町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 利用者は通所介護計画に従ってサービスを利用するよう努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第13条 事業所は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第18条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメントに関する事項)

- 第19条 事業所は、事業所において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(人権擁護)

- 第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、人権擁護推進委員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

(感染症の予防)

- 第21条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の措置を講じるものとする。
- 一 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

- 第22条 事業所は、当該利用又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 一 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 年12回
- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
 - 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
 - 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が別に定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日より施行する。
この規程は、平成22年4月1日より施行する。
この規程は、平成23年4月1日より施行する。
この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年6月1日より施行する。
この規程は、平成26年8月4日より施行する。
この規程は、平成27年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年6月1日より施行する。
この規程は、平成27年8月1日より施行する。
この規程は、平成28年6月15日より施行する。
この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、平成29年6月21日より施行する。
この規程は、平成30年4月1日より施行する。
この規程は、平成30年6月1日より施行する。
この規程は、令和2年6月18日より施行する。
この規定は、令和3年9月13日より施行する。
この規定は、令和4年4月1日より施行する。
この規定は、令和4年6月1日より施行する。
この規定は、令和5年6月1日より施行する。
この規程は、令和6年4月1日より施行する。